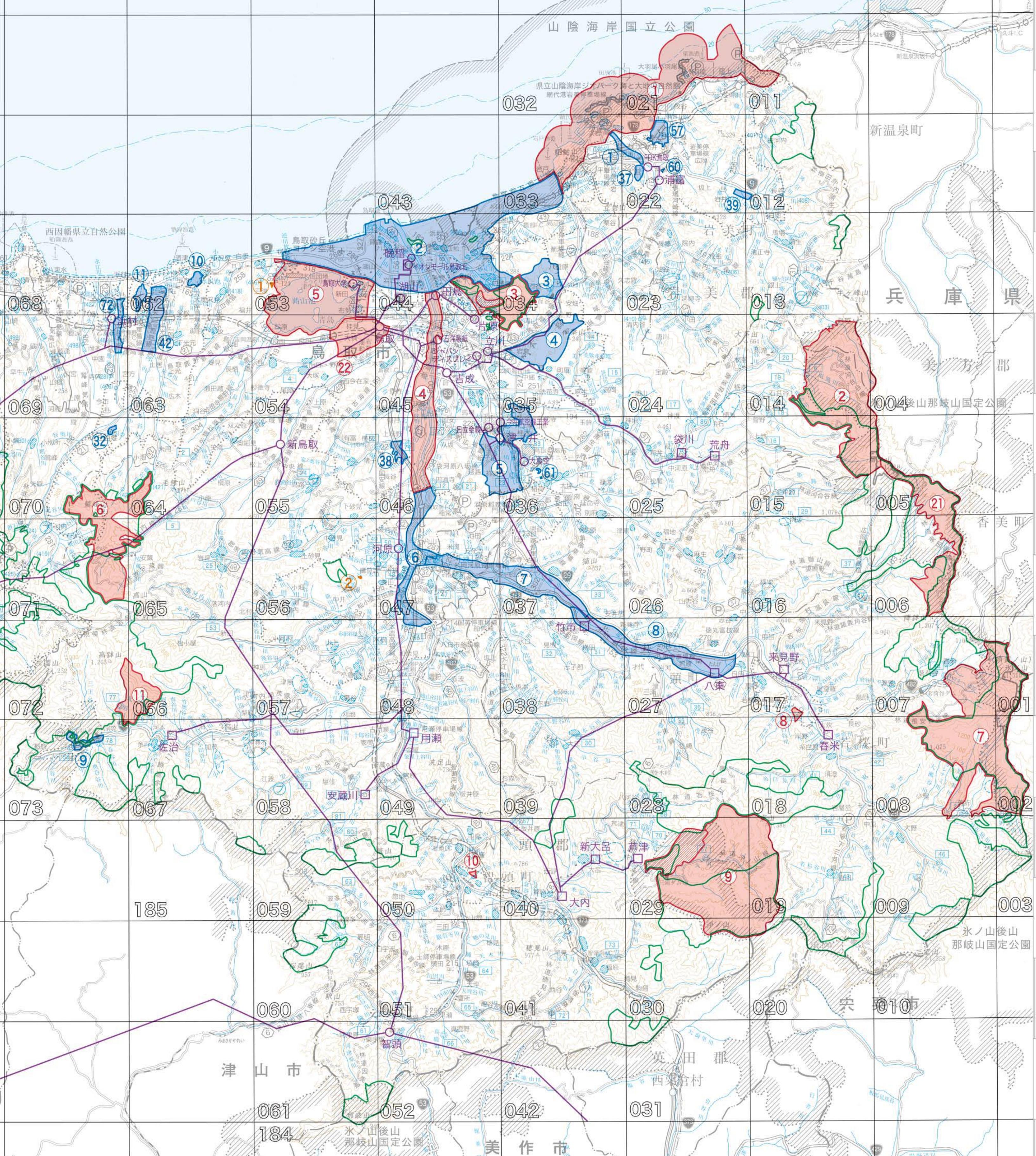


令和元年度 鳥取県鳥獣保護区等位置図

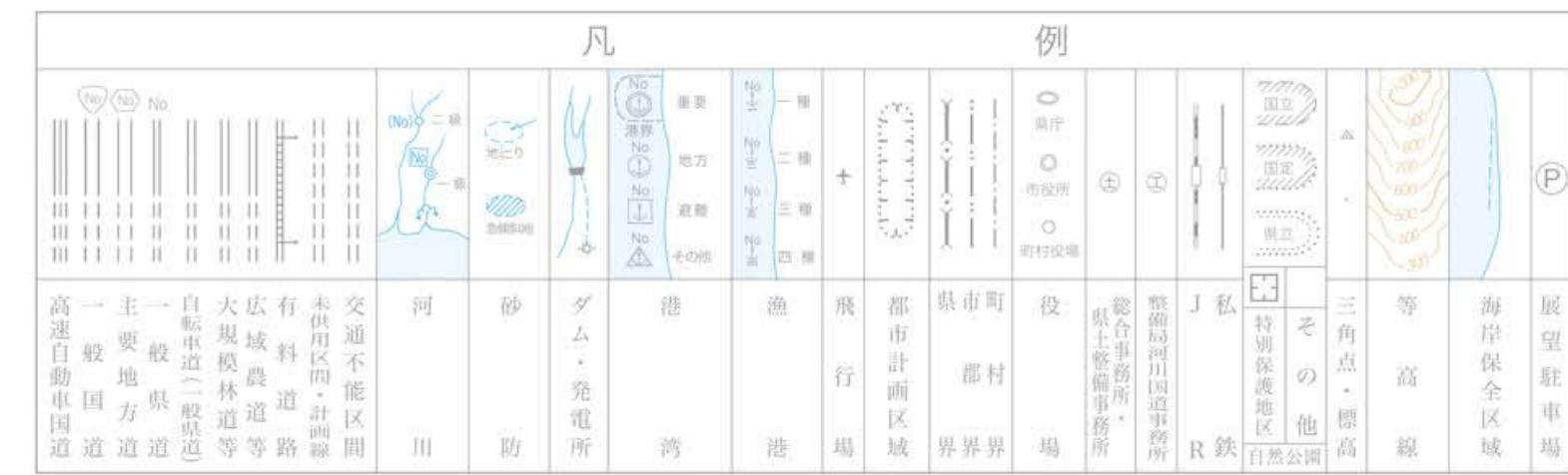
狩獵者登録証は、狩獵者登録の有効期間が満了した日から30日以内に捕獲場所のメッシュ番号、捕獲数等を記載して交付を受けた県の狩獵行政担当部局に必ず返納してください。

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものであり、区域等は標識等により確認してください。
メスキジ・メスマヤマドリ・ツキノワグマは捕獲禁止。
イノシシ・ニホンジカを狩猟できる期間は11月1日から翌年2月末日まで。



狩猟に関する注意事項

- 狩猟マナーを守り、迷惑をかけないこと。
- 出獵の際は狩獵者登録証の携帯及び記章の着用を確認すること。
- 作物のある土地や、柵などの囲いのある土地で狩猟するときは、必ず所有者の許可を受けること。
- 日の出前、日没後は狩猟をしないこと。
- 電話ケーブル、送電線及び標識類に向けて弾丸を発射しないこと。
- 網・わには使用者の住所、氏名及び登録番号を明記した標識を必ず付けること。
- 地域の住民に無用の不安感や不快感を与えるような行為はしないこと。
- 農作物を採取したり、農地を荒らさないこと。
- ワサビなどの山菜、シイタケなどを採取しないこと。
- 農業施設、水道などの施設には十分注意して行動すること。
- 迷惑駐車はしないこと。
- 山火事を起こさないよう、タキ火、タバコに注意すること。
- 住所、氏名を変更したときは、2週間以内に狩獵者登録証の交付を受けた県の狩獵行政担当部局に届け出ること。
- 都市計画法に基づく都市公園（布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、米子市東山公園等）では、狩猟をしないこと。
- 違法行為や危険な行為をしないようお互いに注意しあい、正しく安全な狩猟をすること。



狩猟鳥獣及び狩猟期間

狩猟鳥獣の種類 狩猟できる期間

イノシシ、ニホンジカ 11月1日から翌年2月末日まで

カワウ、ゴイサギ、オスキジ(コウライキジを含む)、オスマヤマドリ(コシヨリヤマドリを除く)、エゾライチョウ、コジュケイ、オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハシゴ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ハシタシギ、ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハボボソカラス、ミヤマガラス、スズメ、ニユウナイズメ、ヒグマ、シマリス、タイワリス、ノワギ、ユキウサギ、ノネコ、ノヌヌ、ヌートリ、アライグマ、ミンミ、ハビシ、アナグマ、イヌチ(オオイヌ限る)、キウセンイタチ、キツネ、タヌキ(テン(ツシマテンを除く))

11月15日から翌年2月15日まで

捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類 1人1日の制限数

キジ、コウライキジ及びヤマドリ 合計して 2羽

コジュケイ 5羽

エゾライチョウ 2羽

オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハシゴ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ

会計して 5羽 (かじいはくする者にあつては、狩猟期間を通じて200羽以内)

バン 3羽

タシギ及びヤマシギ 合計して 5羽

キジバト 10羽

凡例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定獣具(銃器)使用禁止区域
- 指定獣法禁止区域(鉛散弾銃銃獣)
- 自然公園特別保護地区
- 国有林・官行造林地
- 重要送電線路位置

鳥取県の狩猟行政担当部局

名称	電話番号
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	(0857) 26-7872
中部総合事務所 生活環境局生活安全課	(0858) 23-3149
西部総合事務所 生活環境局生活安全課	(0859) 31-9628

標識鳥獣回収のお願い

令和2年1月12日(日)前にカモ類の生息調査を行います。
カモ類の捕獲は行わないようにしてください。
ヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモは生息数が少なくなっているので捕獲を自粛してください。

「カモ類センサスの日」に協力を

令和2年1月12日(日)前にカモ類の生息調査を行います。
カモ類の捕獲は行わないようにしてください。
ヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモは生息数が少なくなっているので捕獲を自粛してください。